平成２２年（フ）第３３０号
宮崎市大字赤江274番地　クレストールポートＡ棟202号
債務者　山田　純子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８号
鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木1783番地
債務者　松村　洋子（旧姓中田・屋）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２１３号
長野市青木島町綱島414番地３
債務者　中島真由美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２００６号
愛知県小牧市城山１丁目５番地１　サンハイツ中央台Ｊ棟303号
債務者　松澤　文恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１号
奈良県吉野郡下市町大字原谷548番地の２
債務者　坂本　光子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第７２号
佐賀県唐津市和多田天満町１丁目７番28号
債務者　横溝　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第４０２号
大分市都町３丁目２番28号、住民票上の住所大分市勢家町３丁目４番29号　サーパス春日公園602
債務者　西山　隆典
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１５０号
宮崎県小林市真方595番地８
債務者　正覺美智子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１１４号
宮崎県延岡市野地町６丁目5315番地
債務者　三浦　千利
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１８６号
宮崎県日向市比良町３丁目46番地
債務者　大月　敏寛
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１９５号
宮崎県延岡市天神小路299番地
債務者　矢野久美子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第６２号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方7995番地　諏訪方２号宿舎２
債務者　田中恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
鹿児島県鹿屋市串良町有里4584番地
債務者　白川　澄浩
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
鹿児島県鹿屋市新川町5449番地６
債務者　安樂　栄子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
鹿児島県垂水市牛根境1047番地
債務者　福徳　和恵
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
鹿児島県鹿屋市西原２丁目27番26号、旧住所鹿児島県鹿屋市旭原町2542番地７　カサグランデ208号
債務者　米盛真由美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
富山市上大久保887番地
債務者　本田　泰人
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１１号
広島県福山市新市町大字新市1002番地２　金藤マンション101、旧住所広島県府中市本山町1708番地の１
債務者　稲田　次郎
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係